

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

1 改正の概要

電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第4条第2項、第9条第2項及び第4項並びに第10条第1項に規定している各申請及び届出については、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第3条第1項、第10条第1項及び第4項並びに第11条において、その様式を規定している。

今般の改正は、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)等による、行政手続における押印見直し方針を踏まえ、当該施行規則で定める様式から「印」及びこれに準ずる記載を一律削除するものである。

2 施行日

公布の日に施行する。